



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 ティーガイア
代表者名 代表取締役社長 竹岡 哲朗
(コード番号 3738 東証第 1 部)
問合せ先 上席執行役員 経営企画部長 俣野 通宏
(TEL. 03-6409-1010)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の業務範囲の拡大および新分野への展開に備えるため、現行定款第 2 条の一部を変更するものがあります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項および第 39 条第 2 項の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(2) (条文省略) (3) 電気通信設備・機器及びそれらの部品の保守、点検、修理 (4) 次の商品に関する輸出入業、販売業、販売代理店業並びに賃貸業 イ. 電子機械器具、電気通信機器、輸送機械器具、医療用機械器具、工作機械器具、事務用機器、光学機器、発電機器、コンピューター	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(2) (現行どおり) (3) 電気通信設備・機器及びそれらの部品の <u>工事</u> 、保守、点検、修理 (4) 次の商品に関する輸出入業、 <u>製造業</u> 、販売業、販売代理店業並びに <u>リース・レンタル業</u> イ. (現行どおり)

<p>ロ. 教育機器、スポーツ用具、玩具、遊戯器具、雑貨</p> <p>ハ. 食品、清涼飲料水</p> <p>ニ. 電子マネー、プリペイドカード、商品券、映画・演劇・コンサート等のチケット</p> <p>ホ. 織物、衣料用繊維製品</p> <p>ヘ. 上記イ. からホ. に付帯関連する器具・機械・ソフトウェア及びそれらの部品</p> <p>(5)～(20) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(21) 前各号に係るコンサルタント業</p> <p>(22) 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>第 3 条～第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、取締役の責任を免除することができる</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、法令が定める限度額まで、<u>社外取締役</u>の責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 30 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、監査役の責任を免除することができる</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、法令が定める限度額まで、<u>社外監査役</u>の責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>ロ. (現行どおり)</p> <p>ハ. (現行どおり)</p> <p>ニ. (現行どおり)</p> <p>ホ. (現行どおり)</p> <p>ヘ. (現行どおり)</p> <p>(5)～(20) (現行どおり)</p> <p><u>(21) 電力の販売業およびそれらの代理店業</u></p> <p><u>(22) ガスの販売業およびそれらの代理店業</u></p> <p>(23) 前各号に係るコンサルタント業</p> <p>(24) 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>第 3 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間で、法令が定める限度額まで、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>の責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 30 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>との間で、法令が定める限度額まで、<u>監査役</u>の責任を限定する契約を締結することができる。</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 19 日（金曜日）
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 19 日（金曜日）